

脳神経外科医療機器レジストリ管理運営委員会 特別賛助会員 細則

2018年10月25日制定

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人日本脳神経外科学会の脳神経外科医療機器レジストリ管理運営委員会(以下「本運営委員会」という。)規約第9条に基づき、特別賛助会員の会費、使途等について定める。

(会費)

第2条 特別賛助会員の会費は、次の通りとする。

1. 会費 年額 50,000円

(入会日)

第3条 特別賛助会員は、本運営委員会で審査を行い承認し、当該年度の会費納入が確認できた日を入会日とする。

(会費納入)

第4条 会費は、その年度会費を全額納入するものとする。また、次年度以降は、所定の期日までに納入を行う。退会に伴う会費の返還は認めない。

(退会日)

第5条 会員の退会日は、退会届の退会年月日欄に記載してある日とする。ただし、退会日は退会届の提出日より遡ることはできない。

(会費の使途)

第6条 会費は、レジストリ維持管理費(主に1.レジストリ管理費、2.本運営委員会及び小委員会の会議開催費)の一部として利用する。

(特別賛助会員)

第7条 特別賛助会員は、本運営委員会が管理・運営するレジストリに対して、その趣旨に賛同したものである。特別賛助会員は、本運営委員会の指示により、製品間の比較をしない範囲におい

てレジストリデータ解析結果の受領の権利を有する。受領に際しての必要経費は、特別賛助会員の依頼に応じ、本運営委員会と協議の上決定することとする。

(雑則)

第 8 条 この細則に定めのない事項については、本運営委員会の委員長が本運営委員会に諮って別に定める。

(改正)

第 9 条 この細則の改正は脳神経外科医療機器レジストリ管理運営委員会において行う。

附則

この細則は、2018 年 10 月 25 日より施行する。